

## パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和8年(2026年)1月15日

案件の名称	箕面市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）に関するパブリックコメント
パブリックコメント手続実施の目的	今年度、市では、市域の温室効果ガス排出量削減に向けた取組を迅速に推進するため、箕面市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しています。 このたび、計画の素案に関して、広く市民のみなさまのご意見をお伺いするために公表し、意見を募集します。
実施部局名	みどりまちづくり部 環境動物室
(問い合わせ先)	環境動物室 環境政策グループ（電話：072-724-6189）
パブリックコメントの対象となる資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）本編</li> <li>・箕面市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）資料編</li> <li>・箕面市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版（案）</li> <li>・箕面市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）やさしい版（案）</li> </ul>
閲覧方法と閲覧場所	<p>(1) 市ホームページ (アドレス：<a href="https://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/r7/kuikisesakuhens/public_comment.html">https://www.city.minoh.lg.jp/kankyou/r7/kuikisesakuhens/public_comment.html</a>)</p> <p>(2) みどりまちづくり部 環境動物室 (箕面市役所 別館5階54番窓口)</p> <p>(3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階12番窓口)</p> <p>(4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所</p> <p>(5) 総合保健福祉センター</p> <p>(6) 西南生涯学習センター</p> <p>(7) 中央図書館、東図書館、船場図書館</p> <p>(8) みのお市民活動センター</p> <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の9時から17時まで、(5)～(8)は、各施設の開館日、開館時間</p>
意見等の提出期間	令和8年(2026年)1月15日から2月16日まで（郵便の場合は消印有効）
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出</p> <p>(2) 郵便による送付</p> <p>(3) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付</p> <p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">LoGo フォーム</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Q R コード</span>  </div> </div>

意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた  (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者  (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた  (4) 本市にある学校に在学しているかた  (5) 本市に対して納税義務を有しているかた  (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称  (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地)  (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。  公表時期：令和8年(2026年)3月頃  ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	